

## 事前同意事項の確認

以下の場合には、健康保険組合および事業主の事務負担が膨大になるのを防ぐため、加入者個人の個別同意をいただかないで実行することをご了解ください。同意されない場合は、健康保険組合に申し出てください。

1	高額療養費や傷病手当金等の現金給付の申請と給付を事業主経由で行うこと。
2	健康保険組合が行う各種付加給付金の申請と給付を事業主経由で行うこと。医療費通知を被保険者および被扶養者を含めた家族（世帯）単位で行うこと。